

表彰規程

第1条 この規程は、協会発展のため貢献した個人並びに団体を表彰するためのものである。

第2条 この規程は、次の各号に該当するものについて行う。

1. 理事として5期10年以上(通算も含む)に亘り、協会の発展のために尽力しその功績が顕著である50歳以上の者。
2. 本協会の名誉になる事柄をなしたる功績顕著な者。
3. 会員企業の社員で勤労精神を発揮し、永く業務に精励し成績特に優秀な者を、永年勤続表彰として10年以上及び20年以上に分けて行う。
4. 協会の職員については、別に定める就業規則による。

第3条 表彰は、表彰状及び記念品を贈る。

第4条 表彰の選考は、理事会で推薦し会長が決定する。

第5条 前年度表彰決定以降に於いて死亡した者も、表彰の対象として追彰することが出来る。

第6条 表彰は年1回総会において行う。

第7条 本規程の改正は、総会で行う。

第8条 表彰の審査は、総務委員会において行い理事会で承認される。表彰基準その他規程実施上必要な事項については之を別に定める。

第9条 この規程は、平成29年10月11日より施行する。